

飛驒市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等
監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月4日

飛驒市代表監査委員 島田 哲吉

令和5年度財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査実施日 令和5年11月8日（水）
- 3 監査対象 飛騨市奥飛騨山之村牧場
飛騨市農林部農業振興課（事務の所管）
- 4 監査の対象とした事項及び範囲
市が補助または委託した事務
令和4年度 事業報告及び決算に関する事項
令和5年度 事業計画及び予算に関する事項
- 5 監査の着眼点
 - (1) 団体関係
 - ア 提出資料審査
 - ①定款
 - ②組織図及び名簿
 - ③経理規定
 - ④団体、事業概要書
 - ⑤令和4年事業計画書、予算書、決算書、事業報告書、監査報告書等
 - ⑥令和5年事業計画書、予算書、補助金交付決定関係書類
 - ⑦借入にかかる契約書等
 - ⑧その他財務事務の執行にかかる書類、帳簿等
(総勘定元帳、契約書類、支払明細、補助金交付決定関係書類財務諸表等)
 - イ 協定に基づき事業が実施されているか。
 - ウ 関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。
 - エ 補助金の運用は適切か。
 - (2) 所管部局関係
 - ア 提出資料
 - ①補助金の決定にかかる決裁文書（補助金交付に関する書類）
 - ②支出関係書類

- ③法人から提出された報告書等書類（補助金実績報告書等）
- ④基本協定書
- ⑤その他、法人にかかる書類（備品台帳等）

6 監査の方法

あらかじめ指定した資料及び当日関係書類等の提出を求め、支出された公金が目的どおり適正に運用されているかどうか、担当職員から説明を求める等の方法により実施した。

また、所管課についても同課から提出された資料及び当日提示のあった関係書類に基づき、担当職員から説明を求め監査を実施した。

第2 補助金の状況

市からの補助金は、令和4度は25,201,000円が飛騨市奥飛騨山之村牧場へ交付決定され、人件費、管理費、運営費等、施設管理業務のために充てられている。

(単位：円)

	項 目	令和3年度	令和4年度	前年増減
収	指定管理料	25,201,000	25,201,000	0
	利用料金	—	—	—
入	純売上高	58,248,839	42,138,054	-16,110,785
	その他	3,479,923	8,385,291	4,905,368
	合 計	86,929,762	75,724,345	-11,205,417

	項 目	令和3年度	令和4年度	前年増減
支	売上原価	36,287,105	19,231,935	-17,055,170
	人件費	23,403,614	24,993,148	1,589,534
	管理費	14,695,103	16,032,301	1,337,198
	運営費	8,956,202	8,851,006	-105,196
	その他	3,306,901	4,005,712	698,811
	合 計	86,648,925	73,114,102	-13,534,823

収 支	280,837	2,610,243	2,329,406
-----	---------	-----------	-----------

第3 監査の結果

監査の対象とした出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易な事項については、その都度口頭で述べたが、特に要望したい事項については、次のとおりであるので検討されたい。

今後も適正な執行に努められたい。

(1) 指摘事項

飛騨市奥飛騨山之村牧場

飛騨市農林部農業振興課・神岡振興事務所

令和4年度指定管理事業報告書 付表1 人件費明細書について単価の記載誤りがあり訂正すること。

金銭貸借契約書の写しに収入印紙が無いものがあったので、貼ってあるものを保存しておくこと。

(2) 意見、要望事項

①飛騨市奥飛騨山之村牧場

監査の結果、出納その他の事務処理について概ね適正であった。なお、指定管理者が任意で購入した備品は、基本協定第16条の規定により備品台帳が必要なので作成し管理すること。アフターコロナを見据え、今後も市と市民との連携により、美しい自然に囲まれた飛騨市の貴重な観光施設として更に賑わいが増し、関連商品とともにさらに広く親しまれるものとなるよう期待するものである。

②飛騨市農林部農業振興課・神岡振興事務所・管財課

基本協定第4条に基づく管理物品について、管理物品表に単価や取得年月日が記入されていないため、今後の修理や買い替え等の計画性が立たないのではないかと思われる。また管理物品表に記載されていない物もあるとのことなので、今一度全てを調査・整理し、管理物品表を更新することに努められたい。基本協定第16条に基づき指定管理者が任意で購入または調達した場合は、備品台帳を作成させ、減価償却額の確認等ができるように、連携し備品の適正な管理を行うこと。

引き続き、業務に対する指定管理料の透明性の確保や市民への説明責任の観点から、経営状況にも留意しながら、事業運営を注視し、重ねて関係法令を遵守し今後も所管課としての指導を行うこと。